

## 事務局職員による不正行為について（お詫び）

2018年6月16日

今般、事務局職員による不正行為（事務局資金の私的流用）が行われていたことが判明いたしました。このような事態が生じたことは極めて遺憾であり、埼玉県社会保険労務士会会員をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑並びにご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 不正行為の概要

平成30年4月23日、平成29年度の監査会により一部の会計処理について不適切な処理があり今後の改善を求める指摘がありました。これを受けて、平成30年5月9日理事会において平成29年度決算審議を行ったところ、理事からも同様の指摘がありましたが、会計収支に問題がなく業務処理上の遅延によるものと担当職員による説明がなされことから、今後の改善を約束したうえで審議可決となりました。

翌日、事務局内で会計業務の改善に向けて再度確認のために帳簿類等を照合し理事会で説明がなされた現金が金庫に無かったことが判明しました。

その場で担当職員を問いただしたところ、平成28年会計担当になったころから個人の口座へ給与振込を利用するなど私的に流用していたことを認めました。

平成28年度の監査時にはその差額分を一時入金するなど隠ぺい行為により発覚を免れていました。不正流用額は合計約870万円であることが明らかとなりました。後日平成30年5月23日不正流用額については全額回収することができました。

#### 2. 当会の対応について

（1）当該事案発覚後、直ちに弁護士等外部の専門家の指導を得ながら調査を実施した結果、上記の不正行為の概要が明らかになったため、当該元職員を平成30年6月11日付で懲戒解雇処分とすることといたしました。

（2）今回の事態を重視し、直ちに「事件対策会議」を編成して、再発防止・事務局の再建に向けて取り組んでおります。当会といたしましては、今後、事務局の管理体制を一層強化し、再発防止の徹底に努めてまいります。

以上

このページの情報に関するお問合せは

[saitamasyaroushitoiawase@gmail.com](mailto:saitamasyaroushitoiawase@gmail.com)までお願いいたします。